

# 主 題 旨

開会の祝言演説

プロ グ ラ ム

謝辞口頭

会開会記念

懇親会の企画と選出会

開会式典

## 「司法はこれでいいのか — 裁判官任官拒否・修習生罷免から 50 年」

### 出版記念集会

この出版記念集会は、2020 年 4 月 24 日(土)に開催される「司法はこれでいいのか — 裁判官任官拒否・修習生罷免から 50 年」出版記念セミナーの前夜祭として開催される。この出版記念セミナーは、2020 年 4 月 25 日(日)に開催される「司法はこれでいいのか — 裁判官任官拒否・修習生罷免から 50 年」出版記念セミナーの前夜祭として開催される。

日時 2020 年 4 月 24 日(土) 13 時 30 分~17 時

会場 アルカディア市ヶ谷(私学会館)・6 階「霧島」

主催:23期弁護士ネットワーク

共催:青年法律家協会弁護士学者合同部会

協賛:日本民主法律家協会

# 司法の現状：制度と運用の実態をどう把握するか ～司法官僚制的人事慣行を中心に～

西川伸一

5

## はじめに

2021年3月31日に発表された世界経済フォーラムによる「男女格差報告書」で、日本の男女格差は156か国中120位（前年は121位）にランクされた。相変わらずの低迷ぶりである。この報告書は教育・健康・政治・経済の4分野を調査対象とし、司法は含まれていない。しかし、日本の司法もこの点でお寒い現状であることに変わりはない。外国の法廷映画をみていると裁判長が女性であるシーンによく出くわす。これが日常の光景なのだ。

その意味で注目すべき動きがある。2021年7月・8月に4人の最高裁判事が70歳の定年退官を迎える。これを機に現在2人の女性最高裁判事を5人に増やそうという要望書を、全国92の団体が3月15日に最高裁や日弁連などに提出した。団体のメンバーが同日に記者会見し「最高裁にジェンダーバランスを」と呼びかけた（2021年3月16日付『朝日新聞』）。現在2人の女性最高裁判事がいる。うち1人は定年退官予定の4人に含まれる。従って、後任が全員女性になれば「5人」は実現できる数ではある。

しかし、私は堅牢な司法官僚制的人事慣行を前に、4人のうち2人が女性となり合計で女性が3人に増えれば上出来だろうと悲観的に考えている。本稿ではその理由を説明することからはじめて、上記の人事慣行を中心に司法の制度と運用の実態に接近することへつなげていきたい。

なお敬称はすべて省略した。

25

## 1 「女性最高裁判事5人」が2021年夏に実現困難な理由

該当する4人の最高裁判事は任命順に次のとおりである（表1）。

表1：2021年7月・8月に定年退官を迎える最高裁判事（任命順）

	氏名	出身枠	定年退官日	国民審査
1	池上政幸	学識者（検察官）	2021/8/28	2016/12/14
2	小池 裕	職業裁判官	2021/7/2	2017/10/22
3	木澤克之	弁護士	2021/8/26	2017/10/22
4	宮崎裕子	弁護士	2021/7/8	未審査*

30 \*最高裁草創期に「失言」により依願退官した者（庄野理一）と病没した者（穂積重遠）の合計2人以外に、これまで未審査で退官した最高裁裁判官はいない。

最高裁のHPなどに基づき筆者作成。

15人の最高裁裁判官の出身枠比率は、職業裁判官6：弁護士4：学識経験者5と慣例的に決まっている。学識者枠はさらに検察官2：行政官2（うち1は外交官が多い）：学者1と細かく分かれる。定年退官などで各出身枠に欠員が出れば、同じ出身枠から後任が選ばれる。

5 職業裁判官出身者が最高裁入りするルートは慣例的にほぼ決まっている。前職は必ず高裁長官である。戦後の司法修習を終了した最高裁裁判官36人に限れば例外は1人（千種秀夫・7期）しかいない。8ポストある高裁長官には現在、高松高裁長官に高部眞規子（33期）が就いている。

しかし、高松高裁長官経験者が最高裁判事に任命された前例は皆無である。東京高裁長官や大阪高裁長官と異なり、このポストは後述するように最高裁に至る昇進ルートには置かれていないので。すなわち高部の最高裁入りはありえないだろう。

10 檢察官出身者にも同様の慣例がある。歴代の検察官枠最高裁判事（20人）の前職は、最高検次長検事（6人）、東京高検検事長（5人）、大阪高検検事長（6人）、名古屋高検検事長（3人）のいずれかである。いまこの4ポストには全員男性が就いている。この枠も望みはあるまい。

15 残る弁護士枠2人のうち1人が7月に定年退官となる宮崎裕子である。これまで女性最高裁判事は7人いる。内訳は行政官出身者3人、弁護士出身者2人、学者1人、さらに現職の岡村和美は弁護士から検事に転じ、さらに消費者庁長官を務めたという異色の経歴をもつ。言い換えれば、日弁連が人選に関与した女性最高裁判事は鬼丸かおる（最高裁判事在任：2013年2月～2019年3月）と宮崎の2人だけである。

20 弁護士枠の最高裁判事はこれまで60人いる。弁護士枠の人選では日弁連が複数の候補者を順位をつけて最高裁に推薦し、最高裁がそれを内閣に伝える慣例がある。最高裁がその順位を尊重するかはわからない。さらに内閣がその順位を尊重するかも不透明である。ともあれ、日弁連は木澤と宮崎の後任のいずれにも女性を最上位の候補者にして推薦できるであろうか。「4人のうち2人が女性になれば上出来」と書いた理由はここにある。

25 とまれ、前出の3つの出身枠のうち女性最高裁判事を輩出しているのは職業裁判官枠だけである。この枠でも女性が就かない限り、女性最高裁判事を5人に増やすことはきわめてむずかしい。ではどうすればそれが可能になるのか。言い換えれば、どういうポストを歴任した裁判官が最高裁裁判官に栄進しているのか。そのキャリアパスが明らかになれば、短期的、中期的、そして長期的にみて職業裁判官枠から女性最高裁判事が誕生する可能性を、根拠をもって把握することができよう。

## 2 職業裁判官出身の女性最高裁裁判官実現に関する短期的見通し ～高裁長官ポストに注目して～

先に職業裁判官が最高裁入りする前のポストは必ず高裁長官だと記した。より  
5 具体的に示そう。**表2**は司法修習を終了した職業裁判官出身の最高裁裁判官について、その前職を高裁長官ポストごとにブレークダウンしたものである。

**表2：司法修習を終了した職業裁判官出身の最高裁裁判官の前職**

高裁長官	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	未就任	合計
人数	17	11	1	1	3	2	0	0	1	36
%	47.2	30.6	2.8	2.8	8.3	5.6	0	0	2.8	/

西川（2021: 271-272）に基づき作成。

10

表2の数字を個々に吟味してみよう。名古屋の「1」は1986年1月の事例であるから、もはや名古屋高裁長官から直接最高裁入りすることはなかろう。広島の「1」はその後最高裁長官となる寺田逸郎である。これは当時の近藤崇晴最高裁判事が急死したため、それを受けたイレギュラーな人事であった。寺田の広島高裁長官在任は10か月でしかなかった。福岡の「3」のうち直近の事例は1998年9月のことでもう20年以上前になる。名古屋と同様にもうあるまい。仙台の「2」だけは2007年5月と2009年12月のことなので、多少は期待できるかもしれない。とはいって、全体の5.6%でしかない。

15

要するに、同じ高裁長官ポストにも司法官僚制的な格付けが存在するのである。それによれば、職業裁判官枠で女性裁判官が最高裁判事に就くためには、その前職として東京高裁長官あるいは大阪高裁長官に就かなければならない。しかしこの2ポストに女性が就いた前例はない。従って短期的には職業裁判官出身の女性最高裁判事が実現することはない。女性裁判官が高裁長官に就いた事例は、名古屋1人、仙台1人、札幌2人、高松1人である。うち1人は札幌から名古屋に異動しているので実数としては4人となる。20世紀中は1987年1月就任の野田愛子（2期）札幌高裁長官の1例のみだったが、2010年代に入って4つの高裁長官に3人が就いている。

20

## 3 職業裁判官出身の女性最高裁裁判官実現に関する中期的見通し ～「要職4ポスト」に注目して～

25

もちろん、東京高裁長官あるいは大阪高裁長官になれば必ず最高裁入りできるわけではもちろんない。司法修習を終了した裁判官に限ると、これまで東京高裁長官には28人が就いている。そこから最高裁入りした裁判官は17人である。現職

東京高裁を除いて 27 人を分母にすると最高裁入りの比率は 63.0% になる。大阪高裁長官には歴代で 24 人が就いていて、最高裁入りした者は 11 人である。同様に 23 人を分母にすると最高裁入りの比率は 47.8% になる。これら最高裁入りした者には共通の経歴的特徴があるのだろうか。

そこで着目すべきは、最高裁事務総長、司法研修所長、最高裁首席調査官、および法務省民事局長の 4 ポストである。拙著（西川 2020）ではこれらを「要職 4 ポスト」とよんでいる。最高裁事務総長は司法行政の司令塔である最高裁事務総局のトップである。裁判官が就くが、正確にいえば裁判官が一般職裁判所職員に身分を変えて就任する。たとえば、2019 年 10 月 22 日に行われた「即位礼正殿の儀」では、裁判所からは最高裁長官、14 人の最高裁判事、8 人の高裁長官に加えて最高裁事務総長が参列している。一般職裁判所職員の代表という含意であろう。

司法研修所のトップである司法研修所長にも裁判官が就く。また、最高裁には最高裁裁判官を補佐するスタッフとして裁判所調査官が置かれている。一般に最高裁調査官とよばれる。彼らはいずれもエリート裁判官である。最高裁が私に 2019 年 4 月 3 日付で開示した司法行政文書によれば、2018 年 10 月 31 日時点で 40 人がその職にあり、首席調査官室（2 人）、民事調査官室（19 人）、行政調査官室（10 人）、および刑事調査官室（9 人）に分属している。そのトップが首席調査官である。加えて、裁判官の中には任官後しばらくして検察官に転官して法務省に長く勤務する者もいる。彼らが法務省で到達する最高峰ポストが法務省民事局長である。

司法修習終了者で東京高裁長官あるいは大阪高裁長官を経て最高裁裁判官となった者は、それ以前にどれくらい「要職 4 ポスト」に就いていたのだろうか。それを示したのが表 3 である。

25 表 3：東京高裁長官あるいは大阪高裁長官から最高裁裁判官に栄進した者のうち「要職 4 ポスト」就任歴をもつ者

	歴代就任者 総数(a)	(a)のうち最高裁裁判官 に栄進した者の数(b)	(b) のうち「要職 4 ポス ト」就任歴をもつ者の数
東京高裁長官	28	17	12
大阪高裁長官	24	11	10

作成参照：西川（2020: 275, 276）。

すなわち、東京高裁長官から最高裁裁判官になった 17 人のうち 12 人は、東京高裁長官就任前に「要職 4 ポスト」のいずれかに就いていた。70.6% である。大阪高裁長官から最高裁裁判官になった 11 人のうち 10 人は、大阪高裁長官就任前に「要職 4 ポスト」のいずれかに就いていた。90.9% にもなる。言い換えれば、大阪

高裁長官になってもそれまでに「要職 4 ポスト」就任歴がなければ、最高裁裁判官への道は閉ざされているのである。一方、高裁長官としては別格の東京高裁長官であればその道は多少広くなっている。

本稿の「補助線」である職業裁判官枠から女性最高裁裁判官を誕生させるという観点から考えてみよう。これまで「要職 4 ポスト」のいずれにも女性裁判官が就いたことはない。つまり、司法官僚制的人事慣行を前提とすれば、職業裁判官出身の女性最高裁裁判官は中期的にも現れそうもない。

#### 4 職業裁判官出身の女性最高裁裁判官実現に関する長期的見通し

##### ～「要職 4 ポスト」に至る経歴に注目して～

それでは長期的にはどうだろうか。「要職 4 ポスト」のうち事務総長になるには事務総局に 6 ポストある局長経歴がほぼ必須となっている。司法修習を終了した事務総長就任者 16 人の中で局長経歴がないのは 1 人（千種秀夫）しかいない。現在の 6 局長をみると手嶋あさみ（43 期）が家庭局長を務めている。手嶋は 2018 年 9 月に女性裁判官ではじめて事務総局局長ポストに就いた。

しかし歴代事務総長 16 人のうちで家庭局長経験者は 1 人もいないのである（西川 2020: 292）。司法修習を終了した歴代家庭局長 14 人をみると、高裁長官に達した者でさえ 5 人しかいない。在官中に死亡した者を含めてキャリアを終えた 12 人のうち依願退官者が 6 人もいる（西川 2020: 299）。家庭局長は同じ局長ポストでも明らかに格下の扱いを受けてきている。

司法修習終了者で司法研修所長を経て最高裁裁判官になった者は 5 人いる。彼ら全員が事務総局の局長の勤務歴がある（西川 2020: 300）。すなわち、単に司法研修所長に就いただけではその後に最高裁裁判官へ至る有資格者とはならないのである。加えてやはり家庭局長経験者はだれも司法研修所長に就いていない。ゆえにここでも手嶋は「要職 4 ポスト」の出世コースに乗ることは、司法官僚制的人事慣行からはありえないことになる。

一方で、司法修習終了者の中での最高裁首席調査官の歴代就任者 13 人の場合、事務総局の局長に必ずしも就いてはいない。また、法務省民事局長には検察官に転官して法務省で長く勤務した者が就くので、司法修習を終えた歴代で 19 人いる彼らに事務総局勤務経験はない（西川 2020: 274, 378）。

ただし両ポストの歴代就任者の経歴に共通しているのは、関東 1 都 6 県・静岡の地裁所長あるいは甲府地家裁所長のいずれかに就いていることである。例外は 2 人（首席調査官に長野地家裁所長経由者（三好達・7 期）と千葉家裁所長経由者（北川弘治・11 期）が就いている）しかいない。首席調査官はそれに就く前に所長を経験し、法務省民事局長ではその退任後に裁判官に転官して所長に就任する。

ではこれら合計 9 つの所長ポストに女性は就いていようか。実は過去に 3 人（浦和地裁所長（丹宗朝子・9 期）・水戸地裁所長（一宮なほみ・26 期）・宇都宮地裁所長（綿引万里子・32 期））がいるのみである。しかし、3 人とも「要職 4 ポスト」の経歴はない。2 人（一宮と綿引）は高裁長官にまでは達した。

5 以上のことから、最高裁裁判官の職業裁判官枠に女性が就任する長期的見通しも、きわめて厳しいと考えざるを得ない。

### おわりに

幹部裁判官の経歴を遡れば、司法官僚制的人事慣行の実態が把握できるのでは 10 ないか。これが本稿の仮説であった。その仮説に依拠して、職業裁判官枠で女性最高裁裁判官が誕生する可能性を短期的、中期的、そして長期的という 3 つのレンジ 20 で検討してみた。結論はいずれも否定的であった。ゆえに最高裁裁判官 15 人中 5 人を女性にすることは容易ではない。

だがこの結論はあくまで司法官僚制的人事慣行が維持されることを前提にして 15 いる。日本の男女格差が 156 か国中 120 位という「国辱」的事態を劇的に改善したいとの「横からの入力」がとみに強まるでしょう。そうなれば司法官僚たちも慣行に頓着してはいられなくなる。短期的には高部眞規子高松高裁長官が最高裁入りするかもしれない。中期的には手嶋あさみ家庭局長が「要職 4 ポスト」を経て、東京か大阪の高裁長官から最高裁裁判官になるかもしれない。

20 裁判所は「横からの入力」によって大きく変わってきた。政府・与党による「横からの入力」が「ブルーパージ」を発動させ、裁判の迅速化を求める財界からの「横からの入力」が司法制度改革の起点となった。

超長期的にはより現実的な希望がもてる。女性裁判官は着実に増えている。2010 年には裁判官総定員(3611 人)に占める女性裁判官の実数(596 人)の割合は 16.5% 25 であった。それが 2019 年にはそれぞれ 3881 人と 787 人なので 20.3% に上昇した。 5 人に 1 人は女性裁判官である時代になったのである。そして女性裁判官がさらに 増えていくことはまちがいあるまい。当然このことは、上述した最高裁裁判官に至るキャリアパスに乗る女性裁判官候補者が増えることを意味する。

「最高裁にジェンダーバランスを」を早急に実現することは、司法官僚制的人事慣行を踏まえる限りむずかしい。とはいえ長い目でみれば希望への道筋はつけられていようし、「横からの入力」の強さ次第ではその時間が大幅に短縮されることもありうるので。

### 参考文献：

- 35 最高裁判所事務総局編『裁判所データブック』（各年版）法曹会。  
西川伸一（2020）『増補改訂版 裁判官幹部人事の研究』五月書房新社。